

博士学位請求論文審査報告

永田 瞬「日本企業の経営戦略の変化と非正規労働者－労働問題の政治経済学－」

1. 論文の目的と構成

常態化するストレスフルな長時間労働、その結果としての健康被害、過労死、また非正規雇用の増大に伴う雇用の不安定化とワーキングプアの拡大、今日、こうした日本の雇用労働者の労働条件・雇用条件の悪化に歯止めがかからない。バブル景気時においても、大手企業と中小企業との間の労働条件格差、いわゆる「二重構造」は、戦後ほぼ一貫してその解消が求められてきた。にもかかわらず、バブル崩壊以降、とりわけ橋本構造改革以降、これら過労死、「二重構造」問題は一層深刻化し、さらに、新たにワーキングプア、不安定雇用、将来のホームレス予備軍が増大している。本稿の課題は、こうした労働条件の劣悪化の実態とその原因を解明し、またその上で、問題解決に向けた政策展開の道筋を提示することにある。

新古典派労働市場論においては、経営サイドも従業員サイドも、合理的経済人として対等な関係にあることが前提とされる。それゆえ、今日の労働問題は、単なる技術等外部環境の変化、あるいは従業員自身の人的資源、ないし自己選択の問題として論じられる。新古典派労働経済学は、経営権限・経営戦略、あるいは労働法等の制度と労働条件の関係を問うことではない。本論文の特徴は、これら経営権限、制度という視点から、今日の日本における労働条件の劣悪化の解明に迫ることにある。

本論文の構成は以下のとおりである。

序章 本論文の課題と研究方法

第1章 トヨタ生産システムは構想と実行の分離か？

—労働者の「熟練化」の批判的検討をつうじて

第2章 非正規雇用の拡大とその問題点—正規雇用中心の労働市場の変貌

第3章 格差社会の進展と労働者の生活環境の悪化

第4章 非正規労働と労働者保護—「均等待遇」政策の再検討

終章 人間らしい働き方にむけて

2. 本論文の概要

序章では、本稿の課題設定とその分析視角が示される。第一に、本稿では、トヨタ生産システムと非正規雇用の二つの問題が分析対象となる。重要なのはこれらの課題に対する分析視角である。本稿では、第二に、経営権限、それに基づく労務管理という分析視角から一貫して展開される。労働規制の緩和の意味についても、この経営権限にかかる事象

として扱われる。次章以降は、この経営権の視点からトヨタ生産システム、および非正規雇用が論じられる。

第1章では、トヨタ生産方式の現場の担い手である生産労働者が果たして「熟練」労働者であるのか否かが論じられる。ここでいう「熟練」とは、生産活動にかかる構想と実行を別々の労働者が分業として行うことなく、一人の労働者が自身の作業工程の内部で構想と実行を統一的に実践することを意味する。かつて、小池和男は、トヨタ生産システムにおける現場労働者が第一に、多能工であること、第二に、需要変動や製品変化に伴う作業内容の「変化」に対応する能力を備えていること、第三に、突然の機械故障等ラインストップなどの「異常」事態への対応能力をも備えていること、以上3点をもって、トヨタの現場作業者は「熟練」労働者であると規定した。これを受け、フランスのレギュラシオン学派は、トヨタ生産システムにおいては、構想と実行の分離、つまりティラーシステムを特徴とするフォーディズムを超えた、ポスト・フォーディズムであると特徴づけ、この点にトヨタ生産システムの歴史的特徴、およびグローバル競争力の秘訣を求めたのである。

この小池・レギュラシオン学派の主張に対し、本章は、2点の批判、反論を加える。第一に、トヨタシステムにおける生産労働者は、複数の工程をこなすものの、各工程は「熟練」を必要とするものではなく、また「異常」への対応は実際には専門工が担っており、さらに、QCサークルへの参加は形式的なものにすぎない。つまり、トヨタシステムにおける生産労働者は、熟練工とはいえない。第二に、小池・レギュラシオン学派は、個々の作業現場に焦点を絞り、トヨタ生産方式の基本コンセプトである「JIT」「自働化」という全体としての生産管理システムの把握を欠落させている。個々の作業工程は、「JIT」方式に組み込まれたものであり、本来、「JIT」の本質把握抜きに、個々の作業工程、およびそこでの労働の特徴付けを行うことはできない。「JIT」システムにおいては、一ヶ月の生産計画の下で、作業スピード、混流生産計画、作業方法が決定される。このプロセスは経営判断に属し、ここに生産労働者の意思が入り込む余地はない。つまり、多能工作業や「変化」への対応、それに伴う「異常」への対応は、生産労働者の判断によってではなく、経営権の行使による統制、決定事項として迫られているのであり、ここには構想と実行の統一は存在しない。本章の最大の成果はこの点を明らかにしたことにある。

第2章、第3章では、今日の労働問題に対する非正規労働の現状、および非正規雇用拡大の社会的問題点が論じられる。第2章では、非正規雇用の増加が統計データによって検証され、こうした非正規雇用の現状が経済界の経営戦略、およびそれにあわせた労働法制の規制緩和の結果であると指摘される。そのうえで、これらの非正規雇用拡大の社会的・経済的影響として、第一に、結婚や子育てなど社会的責任を果たすことが困難となる若年層の増大、第二に、OJT等生産技術を高める機会を持てない若年労働者の拡大、第三に、所得格差の恒常化としての貧困の固定化の三点が指摘される。つまり、今日の非正規雇用の拡大は、いずれ日本社会に対する大きな傷、ダメージを残すばかりか、生産現場において

も生産力、競争力をそぐことになる。

第3章の主題は、非正規雇用拡大とそれに伴うワーキングプアの拡大である。貧困の広がり程度を示す指標としては特定の所得水準を基準とする絶対的貧困と、中位所得の、例えば二分の一を基準とする相対的貧困指標がある。近年の特徴は、退職者でもなく、失業者でもない、雇用労働者における貧困層、いわゆるワーキングプアの増大にある。年収200万円を基準に採れば、雇用労働者の1881.6万人（在学生・役員含む）、比率にして32.9%は年収200万に達しない（総務省『就業構造基本調査』2007年）。これは、年収200万円を基準とした場合の、絶対的貧困者が雇用労働者の三分の一に及ぶことを意味する。しかもこの絶対的貧困線以下に置かれた雇用者の67.4%は非正規雇用者が占める。非正規雇用者の年収の上限が300万円前後であることを考えると、ワーキングプアの中に非正規雇用があり、非正規雇用はワーキングプアであると言える。

第4章では、非正規雇用のワーキングプア化と日本の労働規制緩和との関連が論じられる。具体的に、日本における貧困問題を考える際、高齢世帯、失業世帯と一緒にワーキングプアの存在を無視しえず、この日本における近年のワーキングプアの増大は、同一労働同一賃金・報酬制という保護ルールを欠いた非正規雇用の自由化の結果であることが示される。労働規制の緩和が進む1997年から2002年にかけて、生活保護以下の収入で暮らす世帯が18.1%から22.3%へと上昇し、世帯数で1105.1万世帯と1000万世帯を超える。1997年から2002年の貧困世帯増加の内訳を見ると、ワーキングプア世帯が53.2%と過半数を超える。日本における短期間での非正規雇用の増大、しかもワーキングプアとしての非正規雇用の拡大は、派遣法、有期雇用の規制緩和、その一方での均等待遇政策の遅れ、こうした制度変更、制度不備の結果である。

こうした日本の現状に対し、EUでは労働市場のフレキシビリティを進めるものの、非正規雇用比率は日本の三分の一から四分の一に留まり、賃金・報酬格差も小さい。なぜなら、EUにおいてはパートタイム労働指令、有期雇用労働指令、派遣労働指令によって正規と非正規の間の各種労働条件の均等待遇が義務付けられているからである。EU指令に基づき、例えば、ドイツでは、パートタイム・有期法が改正され、またイタリアでは有期雇用と正規雇用との間の均等待遇が義務付けられる。格差拡大か是正か、貧困拡大か縮小か、政策・制度の持つ意味は無視しえず、日本における労働規制の緩和政策の問題が改めて問われている。

終章では、以上の分析を踏まえて、過労と貧困の広がりに対する対応策が提案される。

3. 本論文の評価

本論文の主要な意義は、次の2点にまとめられる。第一に、トヨタ生産方式について、レギュラシオン学派は、小池和男の知的熟練論に依拠して、構想と実行を再結合し、テイラーシステムを克服するものであるとの評価を与えてきた。この知的熟練論に対しては、すでに野村正實、伊原亮司が批判を行ってきた。筆者は、これらの知的熟練論批判を踏襲

したうえで、小池・レギュラシオン学派の議論が、多能工作業と変化・異常への対応という工程労働の内部にのみ目を奪われていること、およびこうした労働が、JIT 生産、生産同期化という経営管理の下に置かれ、組み込まれたものであって、決して自律的な労働と呼べるようなものではないことを見逃していることを明らかにした。

第二に、1990 年代末以降の日本で経済的格差の拡大を引き起こした要因をめぐって、高齢化説、非正規雇用拡大説、成果主義賃金管理説が提示されてきた。筆者は、この格差問題を、非正規雇用の労働条件、具体的にはワーキングプアとして把握する。筆者は、このワーキングプアが 1990 年代後半以降、増大する貧困世帯の過半数を占め、そのワーキングプアの約 80%が非正規雇用からなる事実を確認した上で、日本と EU における労働規制の比較分析を行い、非正規雇用に対する保護規制を欠いたまま進められた日本の規制緩和がワーキングプア増大の要因であることを明らかにした。

他方、本論文には、いくつかの残された課題も存在する。第一に、トヨタ生産方式自体、生産技術の活用に関する経営戦略に主導されて変化を遂げてきたことを考えると、氏のトヨタ生産方式に対する評価は、生産技術のメカトロニクス化が今日ほど本格化していなかった 1990 年代以前についても妥当するかどうかについては、なお慎重な検討が必要である。第二に、1993 年の EU 労働時間指令の影響に関する各国ごとの差異についての詳細な考察を行っていないために、日欧比較が類型論的な単純な議論に止まってしまっている。第三に、EU 各国の労働市場における移民労働者等の底辺層の存在についても充分な考察がなされていないため、ここでも日欧比較の議論が不充分なものにとどまっている。これら 3 点についてはさらに明確な分析が求められる。しかし、これらの問題は、むしろ今後の課題であり、先に結論した本論文の成果を損なうものではない。

4. 結論

審査委員会は、本論文に基づき、去る 12 月 26 日に口述試験を行った。著者は、審査員から指摘された問題点に対して、十分に応答した。そのうえで著者は、口述試験で指摘された問題点を踏まえて、改訂作業を行い、最終稿を提出してきた。

審査員一同は、所定の口述試験の結果と、その後の改訂作業を経て提出された最終論文の評価に基づいて、永田 暉氏に、一橋大学博士（経済学）の学位を授与することが適当であると判断する。

2009 年 3 月 11 日

石倉雅男
倉田良樹
寺西俊一
福田泰雄
盛 誠吾